

# 令和7年度税制改正 くらしへの影響



ファイナンシャル・プランナー

FP  
にゆうす

令和7年度から所得税制度に大きな見直しが行われました。「働きたい人が安心して働く環境を整える」ことを目的とし、基礎控除や給与所得控除の拡充、「年収の壁」問題への対応、新設された特定親族特別控除、扶養控除の見直しなどが含まれています。

## 1. 基礎控除の拡充

基礎控除はすべての人が受けられる控除で、「最低限の生活費には税金をかけない」という考え方に基づいています。令和7年度からは従来の48万円から58万円に引き上げられました。さらに所得が低いほど控除額が大きくなる仕組みが導入され、所得132万円以下なら95万円、336万円以下なら88万円、489万円以下なら68万円、655万円以下なら63万円と段階的に控除額が変わります。低所得者の税負担が大幅に軽減され、働き始めたばかりの若者やパート勤務の人にとって「税金がかからない範囲」が広がりました。  
注意:令和9年度以後基礎控除額は所得132万円以下なら95万円、所得132万円超なら一律58万円になります。

## 2. 給与所得控除の引き上げ

給与所得控除は、給与収入から自動的に差し引かれる「必要経費」です。令和7年度から最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。給与収入が190万円以下的人は一律65万円の控除を受けられるため、課税所得が減り、税負担が軽くなります。住民税でも同様に65万円が適用されるため、所得税と住民税の両方でメリットがあります。

## 3. 「年収の壁」への対応

従来は「給与所得控除55万円+基礎控除48万円=103万円」が所得税のかからないラインでした。これが「給与所得控除65万円+基礎控除95万円=160万円」に拡大されました。パートやアルバイトで働く人は160万円まで所得税がかからないことになります。これにより「103万円を超えると税金がかかるから働きにくい」という制約が緩和され、安心して収入を増やせるようになりました。世帯の補助的収入を担う人にとっては、働き方の選択肢が広がる改正です。

## 4. 特定親族特別控除の新設

大学生年代(19歳から23歳未満)の子どもなど、一定

の所得がある扶養親族を対象に「特定親族特別控除」が新設されました。親族の所得が58万円超~123万円以下(給与収入なら123万円超~188万円以下)の場合、最大63万円から3万円までの控除が受けられます。これにより、子どものアルバイト収入が増えても親の扶養控除が急に使えなくなる不利益が緩和されます。親子双方にとって安心して働く環境が整ったといえます。

また、扶養控除の適用範囲が整理され、特定親族特別控除と組み合わせて柔軟に対応ができるようになりました。

住民税は所得税と同様に基礎控除・給与所得控除の引き上げが反映され、令和8年以後は手取り収入が増える点は見逃せません。

## 5. 「社会保険料の壁」は変更無し

注意すべきは社会保険料の「壁」です。税金面では160万円まで非課税枠が広がりましたが、社会保険料には別の基準があり、年収130万円を超えると扶養から外れ、自分で健康保険や年金保険料を負担する必要があります。「社会保険の壁」は依然として存在するため、家計設計では「税金と社会保険料の両方を合わせて考える」ことが重要です。

## まとめ

- 税負担の軽減：基礎控除・給与所得控除の引き上げにより、所得税・住民税が減る。
- 働きやすさの向上：「103万円の壁」が「160万円の壁」に拡大し、パートやアルバイトが安心して収入を増やせる。
- 扶養の柔軟化：特定親族特別控除により、子どものアルバイト収入が増えても親の税負担が急増しない。
- 生活設計の安定：税制と社会保険料の関係を理解することで、家計の見通しを立てやすくなる。

コープのLPAグループでは、無料の学習会を行っています。組合員3名以上でお申込みいただけます。下記の二次元コードにて必要事項をご記入の上、お申し込みください。



ライフプランアドバイザー  
ありま ただし  
有馬 正

